

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。
また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

令和7年4月22日

仙台国税局長

記

公売の 日 時	参加申込期間	令和 7年 4月23日（水） 午後 1時00分から 令和 7年 5月 7日（水） 午後 5時00分まで
	買受申込期間	令和 7年 5月19日（月） 午後 1時00分から 令和 7年 5月21日（水） 午後 1時00分まで
公 売 の 場 所		KSI官公庁オークション (https://kankocho.jp)
公 売 の 方 法		インターネット公売による期間競り売り (公売公告別紙2に記載する売却区分ごとに売却する)
公売保証金の納付期限		令和 7年 5月15日（木） 午後 2時00分
最高価申込者決定の日		令和 7年 5月23日（金） 午前10時00分
最高価申込者決定の場所		仙台国税局
売 却 決 定 の 日 時		令和 7年 6月13日（金） 午前10時00分
売 却 決 定 の 場 所		仙台国税局
買受代金の納付期限		令和 7年 6月16日（月） 午後 2時00分
権 利 移 転 の 時 期		買受代金の全額を納付した時です。 ただし、所有権の移転について登録、許可、承認を必要とする場合があります。
危険負担移転の時期		買受代金の全額を納付した時です。
権利移転に伴う費用		公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。
公売財産上の質権者 抵当権者等の権利の 内容の申し出		公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受ける ことができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書により、その内 容を仙台国税局徴収部特別整理第一部門に申し出てください。 債権現在額申立書の用紙は、仙台国税局徴収部特別整理第一部門にあります。
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件		国税徴収法第92条又は第108条に抵触しない者
そ の 他 公 売 条 件 等		公売公告別紙1のとおり
公 売 財 産 の 表 示		公売公告別紙2のとおり
公 売 保 証 金		公売公告別紙2は、仙台合同庁舎掲示板に公告しています。
見 積 価 額		なお、国税庁公売情報ホームページ (https://www.koubai.nta.go.jp/) の物件情報にも掲載 しています。

そ の 他 の 事 項

1 公売保証金の提供方法

官公庁オークションサイトに次のいずれかの公売保証金の提供方法を入力し、公売保証金を提供する必要があります。

なお、公売保証金の提供の方法は、公売財産又は公売保証金の金額に応じて異なりますので、国税庁公売情報ホームページ又は官公庁オークションサイトに掲載されている、公売財産の詳細が分かる画面でご確認ください。

(1) クレジットカード

クレジットカードを選択される場合は、紀尾井町戦略研究所株式会社にクレジットカードの与信枠を提供することにより、紀尾井町戦略研究所株式会社と納付保証委託契約を締結する必要があります。国税関係インターネット公売ガイドラインへの同意によって、納付保証委託契約が締結されますので、官公庁オークションサイト (<https://kankocho.jp>) に記載している納付保証委託契約に関する契約内容を必ず確認してください。

ただし、公売保証金の額が100万円を超える場合は、クレジットカードを選択できません。

(2) 銀行振込み

(1) のほか、国税局が指定した金融機関の口座に、公売財産ごとに振り込むことができます。振込手数料は、振込人（入札者）負担となります。

2 インターネット公売の参加制限を受ける者

(1) 滞納者

ただし、自己の滞納により公売される公売財産以外の公売財産については制限されません。

(2) 国税徴収法第108条第1項の規定により税務署長等から公売の参加を制限されている者

（過去2年間、インターネット公売で買受代金を納付しなかったことがある者など）

(3) 国税庁、国税局又は税務署に勤務する職員及び国税庁が競り売り人として選任した官公庁オークションサイトの運営業者

(4) 国税関係インターネット公売ガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社のKSI官公庁オークションに関する規約の内容を承諾せず、順守できない者

(5) 農地など買受人に一定の資格や要件を必要とする場合、その資格などを有していない者

(6) 制限行為能力者

ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。

(7) 公売の手続に関する日本語を理解することができない者

ただし、その代理人が公売の手続に関する日本語を理解できる場合を除きます。

(8) 住所又は所在地、連絡先がいずれも日本国内にない者

ただし、その代理人の住所又は所在地、連絡先が日本国内にある場合を除きます。

3 本人確認書類等の提出及び提出期限

(1) 提出期限

令和7年5月15日（木） 午後5時00分（必着）

(2) 必要書類

イ 個人である買受申込者本人がインターネット公売の手続を行う場合

提出する書類はありません。（ただし、下記ホ又はヘに該当する場合を除きます。）

ロ 法人である買受申込者が法人代表者にインターネット公売の手続をさせる場合

買受申込者である法人の所在確認及び法人代表者の資格を証明できる商業登記簿に係る登記事項証明書などの書類

ハ 買受申込者が代理人にインターネット公売の手続をさせる場合（上記ロは含まれない）

委任状

なお、この書類は、買受申込者から提出する必要があります。買受申込者以外の方から提出された場合は、代理人はインターネット公売に参加することはできません。

また、買受申込者が制限行為能力者の方である場合は、親権者の方の同意書などの書類を併せて提出する必要があります。

ニ 共同買受申込みを行う場合

（イ）共同買受申込代表者の届出書（共同買受申込者が6名以上の場合は、共同買受申込代表者の届出書別紙を併せて提出する必要があります。）

（ロ）共同買受申込代表者に対する共同買受申込者各位からの委任状

ホ 公売保証金を銀行振込みにより納付する場合

公売保証金振込通知書兼払渡請求書

公売保証金の充当申出書（最高価申込者の決定の日までに提出してください。）

ヘ 不動産の買受申込みをする場合

陳述書（ただし、自己の計算において買受申込みをさせようとする者がいる場合には、陳述書別紙を併せて提出する必要があります。）

そ の 他 の 事 項

4 最高価申込者の決定及び競り売りの終了の告知

最高価申込者のカナ氏名及び最高価申込価額の告知並びに競り売りの終了の告知は、国税庁公売情報ホームページにおいて一定時間掲載することにより行います。

なお、公売財産が不動産、自動車、ゴルフ会員権などの場合は、売却決定の日まで、最高価申込者の氏名及びその価額などについて、仙台合同庁舎掲示板に最高価申込者の決定公告を行います。

5 売却決定

国税局長が定めた日において、最高価申込者に対して買受申込価額をもって売却決定を行います。

売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。

6 買受代金の納付

買受人は、公売公告に定められた買受代金の納付の期限までに、売却決定価額に相当する金額を買受代金として納付しなければなりません。

買受代金の納付は、国税局が指定した銀行口座に振り込む方法のほか、現金又は小切手（銀行振出に係るもの又はその保証によるもの）を国税局に直接持参する方法があります。

銀行振出小切手等による納付の場合には、公売財産の売却区分ごとに銀行振出小切手等を分けて納付する必要があるとともに、銀行振出小切手等を取り扱う電子交換所において、手数料を別途納付していただく場合があります。

7 公売の中止

国税の完納等を理由として、売却区分番号ごとに公売を中止することがあります。

この場合には、当該情報を官公庁オークションサイトへ掲載します。

官公庁オークションサイトのシステム障害等を原因として、インターネット公売が実施できない場合には、公売を中止することがあります。

8 参加規約への同意

上記以外の事項については、「国税関係インターネット公売ガイドライン」を参照してください。

「国税関係インターネット公売ガイドライン」に同意しない者は、インターネット公売に参加できません。

「国税関係インターネット公売ガイドライン」について不明な点は、下記連絡先（特別整理第一部門 公売担当）へお問い合わせください。

9 その他

公売参加申込みに必要な書類については、国税庁公売情報ホームページからダウンロードしていただくか、下記連絡先にお問い合わせください。

※ 全国の公売情報をインターネットでご覧いただけます。
国税庁公売情報ホームページ[<https://www.koubai.nta.go.jp/>]

【連絡先】 仙台国税局 徴収部 特別整理第一部門 公売担当
TEL022-263-1111（内線3445、3469）